

薬生食輸発0315第 1 号
令和 3 年 3 月 15 日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

食品衛生法第26条第 3 項に基づく検査命令の実施について
(タイ産オオバコエンドロのクロルピリホス、インド産脱脂大豆のアフラトキシン及びフィリピン産バナナの検査命令免除対象企業の追加)

標記については、令和 2 年 3 月 30 日付け薬生食輸発 0330 第 1 号(最終改正 : 令和 3 年 3 月 5 日付け薬生食輸発 0305 第 1 号) により通知したところである。
今般、輸入時のモニタリング検査において、タイ産オオバコエンドロのクロルピリホスを検出し、インド産脱脂大豆のアフラトキシンについて、食品衛生法第 23 条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添 1 を下記のとおり改正する。
また、フィリピン政府から、検査命令免除対象企業について、新規登録の連絡があったことから同通知の別表32について別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

1 . 別添 1 のタイの項中、

製品検査 の対象食 品等	条件	検査の項目	試験品採取の方 法	検査の方法	検査を受ける ことを命ずる 具体的理由
オオバコ エンドロ 及びその 加工品(簡 易な加工 に限る。)	-	クロルピリ ホス	別表 1 の 3 によ ること。	平成17年 1 月24日付 け食安発第0124001号 「食品に残留する農 薬、飼料添加物又は動 物性医薬品の成分で ある物質の試験法に ついて」によること。	基 準 値 (0.01ppm) を 超えるクロル ピリホスが検 出されるおそ れがあるため。

を追加し、

別添 1 のインドの項中、

製品検査 の対象食 品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受ける ことを命ずる 具体的理由
脱脂大豆	—	総アフラト キシン（ア フラトキシ ンB1、B2、G1 及びG2の総 和）	（１）容器包装に 入れられたもの については、別 表 2 に よ る こ と。 ・ （２）コンテナに バルク形態で輸 入される食品に ついては、任意 の１コンテナ内 の上部、中部、下 部の計15か所か ら計10kg以上を 採取したものを 縮分して5kgと し、1検体とする こと。	平成23年8月16日付け 食安発0816第2号「総 アフラトキシンの試 験法について」による こと。	総アフラトキシ ン が 10μg/kg を 超 えて含有して いるおそれか があるため。

を削除する。